

東金市都市計画審議会会議録

日 時 令和6年1月10日(水) 午前10時00分から午前11時20分まで
場 所 東金中央コミュニティセンター 講堂
出席者

【委員】 藤井 敬宏会長 (日本大学理工学部特任教授)
大沢 昌玄委員 (日本大学理工学部教授)
金子 祐介委員 (城西国際大学観光学部助教)
前嶋 康夫委員 (東金商工会議所会頭)
増田 祐子委員 (1級建築士 千葉工業大学非常勤講師)
上野 高志委員 (東金市議会議長)
伊藤 博幸委員 (東金市議会総務常任委員長)
佐久間 治行委員 (東金市議会文教厚生常任委員長)
石田 明委員 (東金市議会建設経済常任委員長)
田中 正直委員 (千葉県山武地域振興事務所長)
荒木 健一委員 (千葉県山武土木事務所長)
長嶋 剛委員 (千葉県東金警察署長) 代理出席：荒田真也交通課長
内山 真司委員 (山武郡市広域行政組合消防長)
織田 正行委員 (公募委員)
長島 正委員 (公募委員)
(以上15名)

【説明員】 千葉県県土整備部都市整備局建築指導課 寺西副課長・猿田建築審査班長・
岩崎主査・大木技師

【事務局】 鹿間市長・神山都市建設部長
[都市整備課] 片岡課長・飯塚主幹・江澤計画係長・渡邊施設管理係長・浅井主査・
林副主査
[環境保全課] 松崎課長

議案

- (1) 審議会副会長の選出について
- (2) 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設(一般廃棄物処理施設)の敷地の位置(東金市)について(付議)

議事

飯塚主幹の司会進行により開会する。

鹿間市長の挨拶の後、審議会委員並びに説明者の千葉県職員、事務局職員の紹介を行う。

委員17名のうち半数以上の15名が出席しており、東金市都市計画審議会条例(以下、条例という。)

第5条第2項の規定を満足しているため、審議会が成立していることを報告する。

藤井会長より、議事録署名人として増田委員と織田委員が指名される。

議事 (1) 審議会副会長の選出について

現在、委員の改選により副会長1名が空席となっている。副会長については、条例第4条第3項の規定により会長が指名することとなっており、藤井会長より、上野委員が指名された。

議事 (2) 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（一般廃棄物処理施設）の敷地の位置（東金市）について（付議）

【藤井会長】 それでは議案の2番目でございます、建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（一般廃棄物処理施設）の敷地の位置（東金市）について、説明をお願いいたします。

【事務局（県）】 <説明：県建築指導課>

【藤井会長】 ご説明ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問等がございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

【伊藤委員】 1点確認ですが、搬出入車両は1日あたり最大115台という計画ですけれども、現状での搬出上台数はどうなっていますか。

【事務局（県）】 現状につきましては、搬入が100台、搬出が44台、合わせて144台です。なお、こちらは往復の台数です。先ほど説明しました115台ですが、これは片道の数字でございまして、合わせると230台でございます。比較しますと、現状の144台から、今回の計画で230台になります。

【藤井会長】 搬出入に関わる車両は、115台の倍の230台で収まるということですね。

【石田委員】 台数の説明がありましたが、車のサイズはどうなっていますか。30tのトレーラー30台と1tのダンプ30台であれば、搬入計画は変わってきます。もう1点は、排水計画について伺いたいのですが、図面に集水桝がありますが、これまでとこれからの排水量にどの位の変化があるのでしょうか。

【事務局（県）】 最初のご質問ですが、搬出入車両の大きさについては、6t車それから10t車による搬出入がほとんどということを聞いております。トレーラーによる搬出入はほとんどないということになります。

2点目の質問ですが、配置図でご説明いたします。こちらに集水桝が、さらにこちらにも集水桝があります。プールのような形状となっており、こちらに水を集める計画となっております。現地でも確認しましたが、それぞれ800㎡の水を貯められるということになっておりまして、場内で降った雨水などを場外に出さないように、こちらに一旦集める計画となっております。なお、今までにここの貯水量を超えたことはないかと伺っております。

【石田委員】 結果的に、排水路に排出される水量は現在と比べてどれくらい増えるのでしょうか。

【事務局（県）】 北側の敷地と、今回増やす南側の敷地、両方に降った雨水は集水桝に貯水されるほか、破碎した木チップに含まれ保水されることにより、雨水が場外に出ないように計画され

ておりますので、支障がないものと考えております。

【石田委員】市の建設課からも状況を聞いておりますけど、この下流の地域では、大雨の際に道路冠水などが発生するところもあり、テレビでも報道されたこともあります。排水される水量が影響ないことを確認したいのですが。

【藤井会長】基本的には、川に放流せずに、貯まる機能を設けたということで、そういうことを洪水対策として、評価されたということによろしいでしょうか。

【事務局（県）】はい、その通りです。

【藤井会長】その他にいらっしゃいますか。

【大沢委員】何点か確認がございます。お示ししていただいたスライド、審査資料の5ページの中段に、県と市の都市計画と整合していると記載がありますが、抽象的でわかりづらいのでお伺いいたします。都市計画法の第6条の2の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と第18条の2の都市計画マスタープラン、これと精査した結果、整合しているということによろしいでしょうか。

【事務局（県）】建築基準法第51条ただし書による、産業廃棄物や一般廃棄物の処理施設の県の許可基準としまして、その場所における都市計画に齟齬がないことが大前提となります。マスタープランで、東金インターチェンジ周辺等における地域活力の発展につながる産業拠点の形成というところに位置づけられておまして、東金インター周辺、広域幹線道路の結節点として、優位性を生かし、すでに進出している企業の操業環境の保全ですとか、戦略的な企業誘致、周辺の自然環境の保全、流通業務の立地需要を踏まえながら、雇用機会の創出、地域の発展につながる土地利用の誘導と位置づけられている場所になっておりますことから、都市マスタープラン上での齟齬はないものと、考えております。

【大沢委員】都市マスタープランとおっしゃっているのは、市町村のマスタープランですか、それとも区域マスタープランのどちらでしょうか。抽象的な表現となっているので、その根拠法を確認したいのですが。

【事務局（県）】今申し上げたのは市町村マスタープランの記述になります。

【大沢委員】審査資料の5ページの中段には、県の都市計画とも整合していると記載してありますが、県については都市計画法第6条の2に規定する区域マスタープランのことでよろしいでしょうか。

【事務局（県）】その通りです。市町村マスタープランは県の区域マスタープランに即することになっておりますことから、両者の計画内容が整合しているものと考えております。

【大沢委員】県と市の都市計画と整合していると記載されておりますので、その根拠を書いておいたほうがよいと思います。都市計画法第6条の2と第18条の2は整合しているというのは前提条件ですが、その根拠法を書いていただいた方がわかりやすい資料になると思います。

ます。それからもう1つは、先程ご質問がありましたが、この地域で災害リスクはないと考えてよろしいでしょうか。

【事務局（県）】近年は災害も多いことから、こういった施設の立地条件について、必ずチェックしております。この場所は、東金市の洪水ハザードマップにおいて想定される規模におきまして、リスクのある土地としては指定されておられません。また、急傾斜地の崩壊危険区域にも含まれておりませんし、土砂災害防止法に基づくレッドゾーンやイエローゾーンの指定もありません。

【大 沢 委 員】 今後は、根拠資料として災害リスクについても書いていただいた方がよいのではないかと思います。都市計画法自体も自然災害に対応するように改正もされてきておりますので、その方が皆さん安心されるのではないかと思います。それから資料の6ページの図のこれから南側の拡張される部分ですが、搬出の矢印しか書かれておりませんが、他の資料を見ると、搬入もあるようなので、誤植とういことでしょうか。

【藤 井 会 長】 今大沢委員が言われたのは、搬出する車両があれば、当然、それを積み込むための車両が中に入ってくることになる。それはここから出入りしないのですかという質問になりますが、いかがですか。

【事務局（県）】 大変失礼いたしました。受け取りのために入ってくる車はあります。

【藤 井 会 長】 そうすると先程ご指摘いただいた青矢印の下向き、赤矢印の上向きが入っていないと正しい位置図にはならないように思われます。受け取り車両があれば、赤い受け取り車両の線が入るということでよろしいですね。

【事務局（県）】 これについては、空で入ってくる車を搬入とせず、場内のものを積み込んで出ていくもののみを示す意味で書かせていただいておりますが、厳密にいきますと、製品を受け取りに来る車もございます。敷地が水路で分断されていることから、南側から製品を搬入することはできませんので、図には南側の施設に処理後の製品を搬出する動線だけという意味で青矢印を書かせていただいたものになります。物理的には、車の出入りは、入る方も出る方もありますが、入る方の車は空の状態が入ってきて、木くず・チップを積み込んで出ていくことになりますので、それを搬出車両として記載しております。

【大 沢 委 員】 荷物を積んだトラックの搬出入と空荷のトラックの出入りの矢印が、資料によって違う表現になっているので、今後はどちらかに揃えるようにお願いします。

【事務局（県）】 ご指摘ありがとうございます。

【藤 井 会 長】 その他はいかがですか。

【増 田 委 員】 排水について、雨水と雑排水が別処理になるかと思いますが、もう少し詳しい説明をお願いします。

【事務局（県）】 まず雑排水ですが、事務所のトイレなどの排水は浄化槽で処理をして、北側の水路に放

流しているということになります。その他の施設全体の雨水排水は、屋根のないところにたくさん木チップが積まれておりまして、そこに降った雨はある程度木チップが吸水します。また、木チップに吸水されなかった雨水は、舗装された場内の周囲に側溝がありますので、これで集水したのち、先ほど申し上げた集水桝の方に貯水して、場外に出さない計画となっております。

【増田委員】 何度もご説明をお願いして申し訳ないのですが、集水桝に集まった水は場内で処理するのですか。

【事務局（県）】 場内に降った雨水は木チップ等に触れることもありますので、それらは一度集水桝に集めます。この集水桝に貯めた水は堆肥化促進のための水分調整をするための木チップへの散水など、場内の散水に利用するというようになります。

【増田委員】 建築のほうですと、合併浄化槽はいわゆる生活排水的なものと汚水といっしょに処理されるわけですが、こちらの施設は先程ご説明のありました、事務所の排水を処理する浄化槽があり、また、樹木などを粉碎したり堆肥にするときの作業で出る水は、排水されるということですが、敷地内に降った雨は雨水として一般的な水路に流すのか、こういった部分についての資料がないので、わかりません。場内の排水経路などの資料が必要ではないかなという気がします。浄化槽は、従業員の人数にあわせたものが設置され排水量が決まってくると思いますが、わからないのは、この施設は作業にあたりどれくらいの水を使って、どれくらいの排水量があるのかということです。非常にありがたい作業をしていただいているのですが、廃棄物を処理するという工程を考えると、安心した排水計画があるというのを示していただきたいと思ひますし、また、雨水に関してもこれだけの広い敷地ですので、排水のルートであるとか、施設が整備され、きちんと貯水されることが確認できる資料、県の開発の資料では排水ルートに関する資料を分けて記載しておりますので、そのような情報がほしいと思ひました。以上はお願い事項として申し上げましたが、もう1点、お願いがござひますが、計画図、位置図に有料道路のジャンクションと、インターチェンジを記入していただきたいと思ひます。駅からおおよその位置はわかりますが、この周辺では車を使用される事業者さんも多く、また、道路の交通量も非常に多い地域となっておりますので、山田インターチェンジと東金インターチェンジの位置を載せていただきたいと思ひます。

【藤井会長】 確認ですが、先程、北側敷地はアスファルト舗装になっているというお話がありました。敷地内に降った雨のうち、木チップ置き場については雨水を木チップが吸い込んで、それがある程度バッファとなって、つまり一時的に雨水を貯えることとなります。また、木チップからしみだした水は、周囲に設置されたU字溝によって集水桝に集められ、集水桝に貯水される。集水桝に貯水された水は、区域の南側の施設で雨水と一緒にって雨水ベースで活用される。つまり基本的にはあの敷地の中では、雨が降ったり、木チップに触れた水というのは、敷地外に出ない、といった理解をしてよろしいですか。それであれば、一点目の増田委員の懸念はなくなるものと思ひれます。その理解が間違っているか否かを含めてご説明ください。

【事務局（県）】 会長が仰る通りでござひまして、雨水は、木チップに触れてしまうものもありますが、こういった水を含め、雨水は場外にはでないという計画となっております。そのために

集水桝として貯水容量800m³のものが2基用意されていることとなります。委員のお仰る通り開発計画の中で排水計画は大事になります。こちらの施設については、雑排水を浄化槽で処理したもののみを隣接する水路に放流しますが、それ以外の排水は場内の集水桝に貯め、場外に出さずに散水等に利用をする計画になっております。

【増田委員】作業で発生する排水がどういったものかが気になるところで、雨が降って、それを木チップが吸い込み、染み出た水が集水桝に入るわけですが、場内を掃除したりですとか、トラックの洗車ですとか、そういった水はまあまあの汚水になるかと思うのですが、そういった水を一般の雨水と同様に集水桝に集めて、作業に使われるのが気になるのですが。

【事務局（県）】搬出入の車を場内で洗車することはないということでございます。木チップの水分調整のほか破碎処理の際には細かい木くずが飛ばないように処理前の木くずに少し散水してから破碎処理をしたり、また、風が強い日の散水などに利用したりしますが、そういった水を含めて集水桝で受け入れると聞いております。

【藤井会長】その他はいかがですか。

【上野委員】基本的なことですけれども、施設自体はいつ頃稼働予定でしょうか。

【事務局（県）】建築基準法第51条の許可申請書での工事着工予定は、今年の4月1日からと計画しておりますが、本日の東金市の都市計画審議会を経たのち、私どもの許可の決裁手続きがございます。さらにこちらについては、産業廃棄物処理施設としての許可も必要となりますことから、県の都市計画審議会が2月1日に予定されておまして、これを踏まえての許可となります。また、新たに5番の倉庫が南側の敷地にできますので、建築物の確認申請の手続き、あとは廃棄物処理法の許可手続きなども必要になってきますので、関係法令の手続きが順調に進められれば、予定通りに着工できるものと考えております。

【上野委員】おおよそ言われていることはわかりました。4月1日からの着工については、関係する様々な手続きが必要となるけれども、順調に進めばこの予定で進むということですね。それから、資料2ページの計画概要書に処理能力という項目がありますけれども、破碎機①で595.20t/日と書かれており、前ページの議案概要にも同じく計画処理能力595.20t/日と書かれておまして、これは破碎機①の能力が施設の能力になることを言っているのかと思うのですが、資料2ページに破碎機②、③、堆肥化施設①、②とそれぞれ一日あたりの処理能力が書かれておりますが、この資料に示された能力は稼働するとすぐにその能力となるのでしょうか。そうしたときの環境影響については、示された能力となった時点を基準として、トラックの搬出入台数や雨水排水計画などが決まってくると思いますが、示された数値は最大値なのか定常値なのかを教えてください。

【事務局（県）】資料の2ページに計画概要が示されていますが、委員がおっしゃるとおり、計3台の破碎機がありまして、それぞれの破碎機の処理能力を示したものとなっております。これが一日あたりに処理できる最大値、一日フルに作業してこれだけ処理できますという数値となります。隣に②や③の破碎機もありまして、それぞれ処理能力を持っております。ここで破碎機①の右側に律速と書いてありますが、処理施設での一般廃棄物の処理能力

を示す独特の考え方になり、いわゆるボトルネックの数量になっておりまして、施設全体の処理能力は、破砕機①の処理能力で決まるということを意味しております。

【上野委員】ありがとうございました。確認ですが、施設全体の処理能力の595.20t/日から搬出入車両の台数などが決まっているということですね。

【事務局（県）】はい。その通りです。

【藤井会長】先程の説明で搬出入車両が230台とありましたが、往復全ての車両が10t車で運搬したとしても、許容できる範囲になるということですね。その他ありますか。

【石田委員】悪臭について、市事務局に伺いたいのですが、先ほど説明された補足資料に200mの範囲の円が書かれていると思いますが、近年で住宅の建築が許可されたところはありませんか。

【事務局（市）】ここ最近、この範囲に住宅建築の確認申請ないしは建築があったというのは確認されておりません。

【石田委員】私が懸念しているのは臭いの問題です。臭いの感じ方については個人差がありますが、酪農をひとつの例に挙げますと、例えば施設の周辺に新しい方が住まわれてきて、臭いが不快ということを言われますと、どうしても事業者側が不利になってしまいます。工業系の施設が多いので、住宅は建築されないと思いますが、私も何回か近くを通ったことがあります。臭いを感じたことがあります。周りに住まわれている方は少ないかもしれませんが、脱臭装置など対策を検討しないと、問題が起きた際には事業者側が不利になる可能性もあります。今後、周辺に住宅の確認申請がされた場合はどうなるのですか。

【事務局（市）】建築確認により住宅は建てることのできる区域になります。住宅が建った後の諸問題につきましても、当事者間で話し合いをしていただくという形になるかと思えます。

【石田委員】臭いで困っているのでもなんとかしてほしいという相談を受けたこともあります。やはり、そういった問題に携わってくると、何とか対処しなければいけないという思いがあります。この点について県はどう考えますか。

【藤井会長】悪臭について、この施設は悪臭防止法については関係してこない代わりに、東金市の環境保全条例、そちらの方には関係してくるということです。そういった中で、集水柵の中をエアレーションにより臭気を軽減することにより効果があるとされておりますが、その内容についてどのように考えているかを教えてください。

【事務局（県）】環境法令の適用状況ですが、悪臭については市の環境保全条例が適用され、資料に書いてありますとおり、堆肥化施設の排水は雨水を含めて場外に出さず、800m³の2つの集水柵に水を集め貯留するわけですが、水が停滞しますと、泥水のような濁った水になってしまいますので、エアレーションをすることにより常に酸素を入れて臭いすとか水のよどみをつくらぬような処理を行うということになります。こちらの対策に

よって周囲の方々が不快と感じると認められない程度に臭気、臭いを抑えるということで市の環境保全条例に適合することとされております。こちらの施設は堆肥化施設となりますが、いわゆる動物性の汚泥ですとかそういったものを混ぜて発酵させるような堆肥は作っておりませんので、木チップを置いておいて、しばらく湿らせることにより、木チップがもつ本来の発酵作用により堆肥化することとなっております。堆肥化施設の中には、牛糞ですとか鶏糞、また残渣と言われている食べ物のカスなどを混ぜて堆肥を作る施設もありますが、こちらの施設ではそういった方法はしないと伺っております。また、堆肥化の工程の中で攪拌を行います、風の強い時には行わないということで計画されておりますので、悪臭を含め、木チップなどの飛散が起らないよう、周辺への配慮を行うということをお願いしております。

【石田委員】再度伺いますが、脱臭装置は設置されるのでしょうか。

【藤井会長】エアレーションにより悪臭が軽減される装置がついているということですね。そういう理解でよろしいでしょうか。

【事務局（県）】集水桝に水をずっと溜めたままにしますと、水がよどみ、臭い等の発生も懸念されることから、エアレーションで空気を送ることで、市の環境保全条例に適合するという話を聞いております。例えば、他の施設では、脱臭装置や活性炭などを利用した装置により、臭気を低減してから外に排出するという施設もありますが、当該施設は悪臭対策として、集水桝のエアレーションで大丈夫であろうということで、市の環境部局と調整を図っていると伺っております。

【石田委員】大丈夫だろうという説明で我々が審議するというのは厳しいので、明確な回答をいただきたいと思っております。先程、木の発酵という説明がありましたが、木チップが発酵する際に温度が上がるとは思いますが、何度くらいになるのですか。

【事務局（県）】資料では発酵熱により60℃くらいになるということです。実際に触ってみましたが、少し温かいと感じる程度の温度です。

【石田委員】本日、県の所長がいらっしゃいますけれども、最近では、軽微な野焼きであっても、洗濯物に臭いがつくなどの理由から苦情が寄せられることもあると聞いております。説明は理解しましたが、少しでも臭いが気になる方が出るようでは困ります。数年後にやっぱり臭いがでてしまったでは困りますので、ぜひ努力していただきたいと思っております。

【藤井会長】その他、いかがでしょうか。

【長島委員】同じような質問になってしまうのですが、先程説明では、近くの方が問題ないとのお話がありましたけれども、区域が拡大されても騒音、臭い、振動を含めて、問題ないとのことなのでしょうか。作業によりこれだけの騒音が出るといった予測を行っていると思っておりますが、この点について説明をお願いいたします。住民の方も心配している部分かと思っております。

【事務局（県）】今回は破砕機が騒音源と振動源になりますが、破砕機が北側に設置される計画となっております。

おり、騒音の対策としましては、5 mの遮音壁を設ける計画とされておりまして、環境への予測調査の中で騒音については敷地境界において60デシベルをクリアする計画となっております。また、振動については敷地境界において70デシベルをクリアするという計画になっています。

【藤井会長】 その他、いかがでしょうか。

【荒木委員】 今回は区域の拡大ということですが、今までに、各委員から言われているような環境面の苦情等があったのでしょうか。

【事務局（県）】 平成15年度に当初の許可を取得し、北側の敷地で操業を始めました。それから処理能力の拡大をしておりますので、平成22年度に再度許可を取得しております。そういったことで、従前から北側の敷地の中で操業しておりまして、それから今日に至るまでの間、周囲から反対ですとかそういったご意見は聞いていないということでございます。

【藤井会長】 その他いかがでしょうか。

それではご意見が出尽くしたようです。

皆様からいろいろなご指摘と、懸念事項を含めたご意見がございましたが、建築基準法第51条に基づいて、この敷地の位置を認めてよいか、この都市計画審議会で採決を取ることになっております。この後のスケジュール、県の都市計画審議会、そして、4月1日の工事着工に向けての第一ステップということになります。委員の皆様から出たご意見に関しましては、千葉県の方で内容について次のテーブル、あるいは事業者へ伝えることが、前提条件として進めていただくということになりますが、まずは皆様方にエリアの拡大ということに対して、お認めいただけるか諮りたいと思います。それでは、賛成の方は挙手をお願いできますでしょうか。

【採 決】 《委員全員の挙手》

【藤井会長】 私を含めて全員賛成ということになります。それでは、この後、条例第5条第3項の規定によりまして、建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設の敷地の位置については、付議内容のとおり可決ということで、千葉県知事に対して答申をさせていただくということになります。その際、繰り返しになりますが、いろいろご意見が出た件につきましては、知事の方に申し添える形を検討していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【藤井会長】 続きまして、次第の5「その他」に移らせていただきます。

委員の皆様から何か情報提供などございますでしょうか。

それでは事務局の方はいかがでしょうか。

【事務局（市）】 事務局より、今後見込まれる審議案件についてご報告させていただきます。

具体的な時期は未定ですが、来年度以降に皆様に審議をお願いする案件としまして、先ほど大沢副会長からお話がありましたが、千葉県が進めております「区域マスタープランの見直し」がございます。この見直し作業のなかで、千葉県から東金市に対し意見聴取などの手続きが行われますので、その際は皆様にご協力をいただきたいと思いますと考えており

ます。この区域マスタープランにつきましては、概ね5年ごとを目安に、社会情勢の変化等に応じて変更を行うこととされておりまして、千葉県では、令和3年に行った都市計画基礎調査の結果を受け、人口減少、自然災害の激甚化や広域的な社会インフラの充実など、大きく変化している社会経済情勢に対応するため、都市計画においても、より広域的な視点から市町村の区域を超えた計画を策定することとし、現在、見直しの準備が進めていると伺っております。

今後は、策定作業の節目となる段階で皆様にご報告させていただくとともに、ご意見をいただく機会を設けながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

その他

【藤井会長】ただいま、事務局よりご報告がございました。これに関しまして、何かご質問等はございますでしょうか。

それでは、本日の審議事項は全て終了となります。この後は、事務局の方に司会・進行を移したいと思います。1時間半に渡り、議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

閉会

【事務局（市）】藤井会長、また委員の皆さまには、慎重にご審議いただき、ありがとうございました。本日の議事録でございますが、議事録署名人にご署名をいただきました後、委員の皆さまには、その写しを送付させていただくことで考えてございます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、東金市都市計画審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

以上をもって、午前11時20分に閉会となる。